

## 唐津市公告

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務に係るプロポーザル手続開始の公告  
について

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙唐津市こども計画（仮称）策定支援業務  
プロポーザル実施要領のとおりとする。

令和7年5月19日

唐津市長 峰 達 郎

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、令和5年4月1日に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、国のこども大綱及び佐賀県のこども計画を勘案し、令和11年度を終期とした「唐津市こども計画（仮称）（以下、「本計画」という。）」を策定するものである。計画策定にあたっては、こども基本法およびこども大綱の趣旨から、こどもや若者の意見を反映するため、アンケート調査を行うほか、こども・若者が集まって話し合う場を設定し、こども・若者の意見を直接聴取して計画に反映する。

「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」を内容に応じ適宜参照した計画となり、上位計画である唐津市総合計画や、地域福祉計画・地域福祉活動計画、また佐賀県こども計画等の関連する計画との整合性を図りつつ本市の実情に即した実効性の高い計画を作成することを目的とする。

#### (3) 業務内容

- ア アンケート調査の実施及び分析
- イ 現状の分析と課題の整理
- ウ こども・若者の意見聴取の実施支援

- エ 計画骨子案・素案の作成
- オ パブリックコメントの実施支援
- カ 計画書及び概要版の作成
- キ 会議の運営支援
- ク こども施策に関する各種情報提供支援

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所

唐津市内

## 2 参加要件

(1) 参加資格

応募者は、次の要件を全て満たす企業とする。

- ア 令和7年度における唐津市建設工事等入札参加資格者名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に登載されている者であること
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しない者であること
- ウ 次の申立てがなされていない者であること
  - (ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
  - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- エ 企画提案書の提出期限までの間、唐津市から指名停止等の措置を受けている者でないこと
- オ 次に該当しない者であること
  - (ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 九州管内に本店・支店又は営業所等を有していること

キ 県内にて過去10年間に、こども基本法に基づく、地方公共団体におけるこども計画、または子ども・子育て支援法に基づく、地方公共団体における子ども・子育て支援事業計画の策定業務を元請けとして履行した実績を1件以上有していること

## (2) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなくなった者

イ 企画提案書の提出から契約締結までの間に、唐津市から指名停止等の措置を受けた者

ウ 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が適合しない者

エ 提出書類の作成形式及び記載事項が本実施要領に示された要件に適合しない者

オ プレゼンテーション等に出席しなかった者

カ 参考見積書の金額が、提案限度額を超過した者

キ 応募書類等に虚偽の記載をした者

ク 提案書に署名又は押印のない者

- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な者
- コ 2以上の応募を行った者
- サ その他唐津市こども計画（仮称）策定支援業務プロポーザル実施要領に関する要件に違反した者

### 3 プロポーザルの審査方法

#### (1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、本市職員及び第三者からなる審査委員会において行う。

#### (2) 審査

企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、最優秀者1者及び優秀者1者を選定する。

### 4 結果の通知

審査結果は、令和7年7月上旬に応募者に文書で通知する。

### 5 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続完了後に公表するものとする。

### 6 応募及び参加の手続

#### (1) 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号  
唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課 こども応援係  
電話番号 0955-72-9151（直通）  
電子メール kodomo-katei@city.karatsu.lg.jp  
唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp>

#### (2) 関係書類の取得方法

唐津市ホームページに掲載

#### (3) 受付期限

ア 参加資格審査に関する提出書類

令和7年6月4日（水）午後5時00分まで

イ 企画提案審査に関する提出書類

令和7年6月11日（水）午後5時00分まで

(4) 提出方法

事務局に持参又は郵送

（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。郵送する場合は、簡易書留とし、締切日必着とする。）

(5) 提出部数

ア 参加資格審査に関する提出書類…… 1部

イ 企画提案審査に関する提出書類……正本1部、副本9部

**7 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング審査予定日**

令和7年6月23日（月）から6月27日（金）までの期間に、唐津市役所本庁舎内にて開催する（場所及び時間は別途通知）。